

「買物弱者対策に関する実態調査」の通知に対する改善措置状況 及び地域における取組事例

平成30年3月30日 総務省行政評価局

買物弱者対策の実態を明らかにするため、国及び地方公共団体における買物弱者対策に資する事業の実施状況や、事業者における買物弱者対策の取組状況等を調査 **平成29年7月、調査結果を公表**

① 関連する規制の見直し

調査結果

移動販売（食肉・魚介類・乳類）の営業許可手続及び移動販売車の設備基準（流水式手洗設備の設置義務）に見直しが必要と考えられる点あり

通知事項

厚生労働省に対し、移動販売の営業許可手続及び手洗設備の設置義務について、都道府県等の判断により、それぞれ簡素化及び緩和しても差し支えないことを周知する必要がある旨を通知

今回、改善措置状況を確認

厚生労働省は、平成29年11月に都道府県等に対して、移動販売の営業許可手続及び手洗設備の設置義務について、一定の条件下で都道府県等の判断によりそれぞれ簡素化及び緩和しても差し支えない旨を通知

通知を踏まえ規制の見直しの検討を開始した都道府県等あり

詳細はP2

② 買物弱者対策の推進

買物弱者対策を推進していく上での行政上の課題

買物弱者対策を推進していくためには、

- ・ 国・地方公共団体における積極的な関与
- ・ 地方公共団体における買物弱者対策への認識の向上
- ・ 関係府省間における関係施策の情報等の共有が重要

今回、地域における取組事例を収集

- 今回、当局において、関係府省や買物弱者対策に取り組む地方公共団体等の参考となるよう、買物弱者対策に積極的に取り組んでいる地方公共団体等の事例を改めて収集
 - ・ 地方公共団体が積極的に関与し、買物施設の整備、移動販売の実施、買物送迎支援、実証実験の実施など、様々な取組が実施されている状況あり
- 今後も、国・地方公共団体において、買物弱者問題を行政上の課題として捉えた上で積極的に関与していくこと等により、買物弱者対策が推進されていくことを期待

詳細はP3～

①規制の見直し(通知)

通知先：厚生労働省 通知日：平成29年7月19日 回答日：平成30年3月22日

1. 調査結果と通知内容の概要

(1) 移動販売(食肉・魚介類・乳類販売)に関する規制

昭和42年の厚生省通知を踏まえ、都道府県等が条例などで規定

- ① 都道府県・保健所設置市ごとに営業許可が必要
- ② 移動販売車には、流水式手洗設備の設置が必要

(2) 調査結果の概要

【事業者等の意見】

- ・ 許可申請の書類作成や手数料が負担
- ・ 手洗設備の設置費用がかさむ

【調査した都道府県の状況】

- ① 県市間で施設基準や監視指導方法等を調整した上で、**既に営業所等の所在地で許可を取得している場合、同一県内であれば、他の地域での新たな許可取得を不要としている例あり**

- ② 衛生上支障がないと知事が認めた場合や、消毒設備により代用できる場合には、**流水式手洗設備の設置を義務付けていない例あり**



(3) 通知内容の概要

厚生労働省は、移動販売の営業許可手続及び条例における流水式手洗設備の設置義務について、都道府県等の判断により、**簡素化及び緩和しても差し支えない旨を周知する必要あり**

2. 厚生労働省による措置の概要

平成29年11月、都道府県等宛てに通知を発出し、以下を周知

(1) 移動販売の営業許可手続

以下の条件を満たす場合、営業所等所在地を管轄する都道府県等以外の営業許可を不要とする取扱いとして差し支えない

- 都道府県知事等の間で、
- ① 同水準の施設基準を確保
 - ② 監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分の取扱い等について調整済み

(2) 流水式手洗設備の設置

以下の条件を満たす場合、流水式手洗設備の設置を義務付けなくても差し支えない

- ① 液漏れのないように包装した食品のみを取り扱う
- ② 巡回中に食品の小分けや再包装を行わない
- ③ 巡回先で現地の手洗設備を利用する、食品の取扱いの都度使い捨て手袋を着用する等の条件により、施設及び食品取扱者の適切な衛生管理が確保されると判断できる

※ 平成29年11月から12月までの間に当局が情報収集したもの

厚生労働省の通知を受け、関係機関間で検討を開始した都道府県等あり

【長崎県】 営業許可の簡素化や、流水式手洗設備の設置義務の緩和について、県と保健所設置市間で厚労省通知に沿った対応とすることを確認し、具体的な対応方法について今後検討

【岡山県】 営業許可の簡素化について、保健所設置市と協議を開始。流水式手洗設備の設置義務は、以前から緩和済みなど

②買物弱者対策の推進

関係府省や地方公共団体の参考となるよう、平成29年11月から12月までの間に、管区行政評価局等において、各地方公共団体等の御協力をいただき、地方公共団体等が買物弱者対策に積極的に取り組んでいる事例を収集し、取りまとめました。

1. 買物施設の整備・・・P4

【事例①】 コンビニ体型の買物施設を開設予定（福井県南越前町）

【事例②】 コンビニ体型の買物施設を開設（宮城県七ヶ宿町）

2. 移動販売の実施・・・P5

【事例③・④】 買物支援を含む補助事業を創設（茨城県）
補助事業を創設し、移動販売を支援（茨城県取手市）

【事例⑤】 地区活性化協議会が移動販売を実施（青森県五所川原市）

【事例⑥】 商工会が移動販売を実施（群馬県みなかみ町）

3. 買物送迎支援・・・P7

【事例⑦】 まちづくり協議会が買物送迎支援を実施（長崎県五島市）

4. 実証実験の実施・・・P7

【事例⑧】 買物代行の実証実験を実施（島根県津和野町）

【事例⑨】 物流システムの実証実験を実施（岡山県津山市）

【事例⑩】 デマンドタクシーの実証実験を実施（滋賀県大津市）

【事例⑪】 カーシェアリングや客貨混載の実証実験を実施（宮城県石巻市）

5. その他の取組・・・P9

【事例⑫】 町広報誌等で「買い物支援協力店」の情報を住民に提供（石川県志賀町）

【事例⑬】 検討会議を設置して「買い物環境整備計画」の策定等を検討（岡山県吉備中央町）

【事例⑭】 買物弱者を始めとする交通弱者対策について検討するチームを設置等（宮城県）



【参考】 買物弱者対策に関連する関係府省の主な施策（平成29年12月現在）・・・P11

事例①

【福井県南越前町】コンビニ一体型の買物施設を開設予定

河野地区

- 食料品や日用品を購入できる店が減っており、人口約1,700人のうち、65歳以上の高齢者が約4割を占める状況
- 住民から町に、コンビニ誘致の要望あり

連携協定の締結

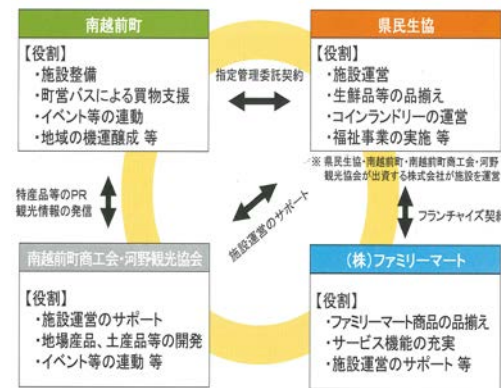
- 国の「小さな拠点づくり」関連の情報を参考に、町から、生協やコンビニ運営企業に対して出店等の協力を依頼
- 地域が一体となって取組を行うため、**町、生協、企業、商工会、観光協会**の5者で平成29年9月に連携協定を締結

買物施設の開設予定

- 県の補助事業を活用し、町が多目的スペース等を設けたコンビニ一体型施設を設置し、生協が主体となって設立した企業に運営を委託する形式で**平成30年5月に開設予定**

- 買物施設の確保という効果に加え、高齢者の健康福祉の向上、地域活動・観光の活性化を期待
- 敷地内にコミュニティバスのバス停を設置し交通の利便性を確保

買物施設の運営体制(南越前町資料による)



事例②

【宮城県七ヶ宿町】コンビニ一体型の買物施設を開設

七ヶ宿町

- 人口約1,500人、町内には生鮮食料品の取扱店舗なし
- 生鮮食料品のある隣市のスーパーへは車で約40分

総合戦略の策定

- 町は、平成27年12月に策定した「七ヶ宿町ふるさと創生総合戦略」において、「**利便性に配慮した定住環境の整備**」を掲げ、5か年計画で商業施設等再構築事業を立ち上げ
- 若者、主婦、高齢者等を対象にした**ミニスーパーを誘致し、買物利便性の向上を図ることを決定**

買物施設の開設

- 地元住民、事業者、関係者等と検討会を開催して協議を重ね、平成28年7月に、町、生協、コンビニ運営企業間で包括的な連携協定を締結。その後、**用地取得・店舗建設費等は町が負担し、平成29年4月に一体型店舗を開設**

施設オープン時の様子(七ヶ宿町資料による)



事例③ 【茨城県】 買物支援を含む補助事業を創設

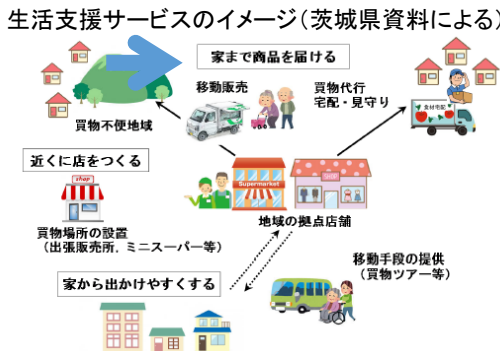
実態調査の実施

- 平成28年度に内閣府の地方創生加速化交付金を活用し、人口減少率や高齢化率の高い地域を対象に生活環境等実態調査を実施
- 家族が生活する上で不便を感じていることとして「近くで食料品等が買えないこと」という声が最多

補助事業の創設

- 買物支援等の生活支援サービスの維持・確保に取り組む市町村を支援し、安心して暮らせる生活環境づくりを進めるため、地方創生推進交付金を活用し**平成29年から「生活環境づくり支援事業」**(※)を創設

※ 生活支援サービス実施に係る調査・検討、買物支援（移動販売等）、民間事業者と連携した見守りサービス等への支援を実施



<参考> 高齢者プランの改訂

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険サービス以外の多様な生活支援サービス（買物支援、移動支援など）の提供が重要であることから、平成30年度からの「いばらき高齢者プラン21第7期（茨城県高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画）」の原案では、重点課題として「生活支援サービスの充実」を盛り込み、その項目の一つとして、「買物支援（生活環境づくり支援事業）」に関する県の施策を記載する方向で現在検討中

事例④ 【茨城県取手市】 補助事業を創設し、移動販売を支援

国の補助を活用

- 平成25年5月から、厚生労働省の生涯現役全員参加世代継承型雇用創出事業を活用し、移動販売事業を民間事業者に委託
- 市内13地区で事業を開始し、平成27年度には16地区に拡大、約1万5,000人の市民が利用
- 国庫補助は3年限定であったため、平成28年度は補助なしで民間事業者が実施

新たな補助事業を創設

- 平成29年度から**市が独自に補助事業として予算化し、再度、事業者への支援を開始**
- ※ 茨城県が創設した「生活環境づくり支援事業」（上記事例③）を活用
- 補助は、移動販売事業の実施事業者に対し、商品の販売を行うだけでなく、顧客である高齢者等の近況の相談、安否確認、世話役的なことをする買物補助員を配置してもらい、その人件費の一部を補助する形式で実施

移動販売開始時の広報(取手市資料による)

移動販売車で買い物支援
～16地点で5月17日から～
(問い合わせ先)産業振興課 内線1441

店内(車内)のイメージ。食料品や日用品など約400品ほどが並びます

高齢者が買い物に困っている方が増加
スーパーへ買いに行くのが大変

スーパー・店舗と同価格で移動販売
販売員の新規雇用で国の補助活用

車の後ろから店内へ、レジを渡すまで届かれます

販売地とスケジュール

販売地点	販売曜日	営業時間
中央タウン(内郡公園駐車場)	月・水	午前7時30分～10時45分
中央タウン(田中公園)	月・水	午前11時～11時20分
小堀会館	月・水	午前11時40分～15分
小堀・栗水(農協)	月・水	午後2時30分～2時45分

5月17日から

買物支援員
市は高齢者や買い物に困っている方を支援するため、移動販売車「いばらき」を5月17日から市内16地点で運行します。移動販売車は、スーパー・店舗と同価格で移動販売を行います。また、移動販売車の運転手として、高齢者や買い物に困っている方を雇用し、買物支援員として活躍してもらいます。買物支援員は、高齢者や買い物に困っている方と話し合い、必要な商品を選び、移動販売車に運ばせてもらいます。

事例⑤

【青森県五所川原市】 地区活性化協議会が移動販売を実施

七和地区

- 各集落で商店等の廃業が続き、日用雑貨を扱う商店は1軒のみ
- 買物をするためには車で約20分かかる市中心部等まで行く必要あり

関係者による検討委員会を設置

- 買物弱者対策を含む事業の実施を検討するため、平成29年度、**関係者による検討委員会を設置**

※ 地区活性化協議会（住民協議会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、福祉関係団体が構成員）、大学、生協、病院、企業等が参加

青森県及び五所川原市の関係各課がオブザーバーとして参加

※ 県：地域活力振興課、健康福祉政策課、西北地域県民局地域連携部、五所川原市：企画課、介護福祉課

移動販売の実施

- 検討委員会での検討結果を踏まえ、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用し、生協と連携した**移動販売を、平成29年11月から実施**
- 地区活性化協議会が運転手の確保・車両運行・ルート選定等を実施、生協が商品仕入れ・ドライバー研修等に協力、民生委員が運転手兼販売員として携わり、独居高齢者等の見守り等も併せて実施
- 今回の取組は平成30年3月までの予定だが、実施結果を踏まえ取組を継続していくための提言へつなげていくことを予定



事例⑥

【群馬県みなかみ町】 商工会が移動販売を実施

実態調査の実施、移動販売の試行

- 町では、社会福祉協議会、地域包括支援センター等が集まり、年に数回地域ケア会議及び生活支援体制整備会議を開催しているが、両会議で町の課題として買物に困っている人が多いとの意見があったこと等を踏まえ、地域包括支援センターが平成28年7月から、要支援者を対象に買物支援に関するアンケート調査を実施
- 調査結果を踏まえ、平成28年10月から移動販売の試行を実施して課題を整理

移動販売の実施

- 試行結果を踏まえ、群馬県の「買い物弱者支援商業モデル事業」を活用し、**平成29年11月から、みなかみ町商工会が地元事業者へ委託する形で移動販売を実施**
- 町も広報誌を通じて周知するとともに、区長や民生委員等から一人暮らし世帯を紹介してもらう等により、安心感をもって利用してもらえる工夫を実施
- 想定以上の利用があるが、積雪が多い地域であり冬季は戸別訪問の必要があること等が課題

みなかみ町で営業している移動販売車



事例⑦

【長崎県五島市】 まちづくり協議会が買物送迎支援を実施

奥浦地区

- ・ 地区内に商店がなく、また、バス路線がない交通空白地も存在することから、高齢者等が買物に苦慮している状況

まちづくり協議会の取組を後押し

- ・ 市は、従来から、地域の特性を活かしたまちづくりを推進することを目的とした「地域の絆再生事業」を実施。同事業において、各地区の公民館単位に設置される住民主体の地域運営組織である「まちづくり協議会」に対し、活動資金の提供や人的支援（事務局体制づくり、集落支援員の配置等）を行い、協議会の取組を後押し

買物送迎支援の実施

- ・ 奥浦地区のまちづくり協議会では、平成27年10月から買物宅配支援（福祉施設と連携し、住民が注文した商品を自宅へ配送）を実施
- ・ 平成29年4月からは、「自分の目で見て商品を購入したい」との利用者からの要望を受け、**新たに買物送迎支援を実施**
- ・ まちづくり協議会が所有する送迎車が地区の全集落を巡回し、店舗までの送迎を実施。送迎車の運転は、まちづくり協議会の役員及び民生委員・児童委員が担当
- ・ 厳しい買物環境にある地区の住民が安心して日用品等の生活必需品をそろえることができるとともに、高齢者の孤立や引きこもりの解消にもつながっていると評価

買物送迎の様子



事例⑧

【島根県津和野町】 買物代行の実証実験を実施

津和野町

- ・ 全世帯の約4割が高齢者世帯で、高齢化率は約46%
- ・ 平成27年11月に総務省の「地域おこし企業人交流プログラム」を島根県内で初めて活用し、高齢者の見守り対策等を推進する「地域活動支援室」を開設

実証実験の実施①

- ・ 地域創生加速化交付金を活用して、高齢者世帯を対象に、テレビ電話を活用した安否確認や画面を見て商品を購入できる買物支援の実証実験を、平成28年12月から民間企業と連携し実施
- ・ この実証実験は、商品の注文をテレビ電話とFAXのみで受け付けたこともあり利用が低迷

実証実験の実施②

- ・ 総務省の「地域の暮らしサポート実証事業」を活用し、**買物が困難な高齢者等から注文を受けて商品を配達する買物支援の実証実験を、平成29年11月から実施**
- ・ 前年度の反省を踏まえ、利用者からの注文はテレビ電話とFAXに加え、電話と専用サイトでも受付。利用者から注文を受けた商品を、町が設置した「買物支援センター」（集落支援員などが常駐）が一括して町内で購入し、利用者に配達
- ・ 今後、平成30年度からの本格運用に向け、利用状況を分析し注文や配達の内訳、利用料金（現在は配達料等無料）等を検討予定

事例⑨ 【岡山県津山市】 物流システムの実証実験を実施

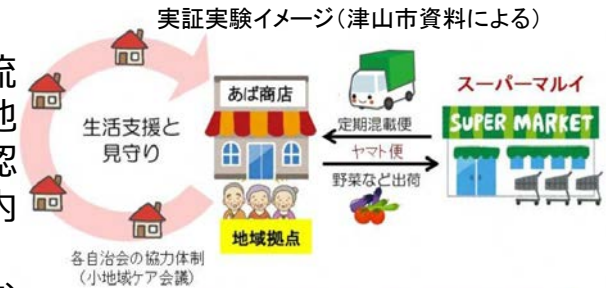
阿波地区

- ・ 高齢化率が約45%に上り、平成29年3月には、野菜や総菜などを扱う商店が地区内で唯一の商店となった買物困難地域

実証実験の実施

- ・ 市の外郭団体の提案及びコーディネートにより、**平成29年6月から、物流システムの実証実験（地域生活支援及び見守り支援拠点モデル事業）を実施**

- ・ 実証実験は、①生活資材の配送モデル（市内のスーパーや物流会社と連携し、地域内の高齢者等の生活資材を収集・配送）、②地域内見守り支援モデル（配送時に配送先の高齢者等の安否を確認等）、③地域内農産物等出荷モデル（帰り便を活用し地域内の農産物等を地域外に出荷）で構成
- ・ 奥まった山間地でも高齢者等が快適で安心な生活が送れるようになり、かつ農産物等を地域外に直送できる体制が整うため、田舎の魅力と潜在力を引き出すことができる
- ・ 実証実験での効果を確認し定着させていきたい



事例⑩ 【滋賀県大津市】 デマンドタクシーの実証実験を実施

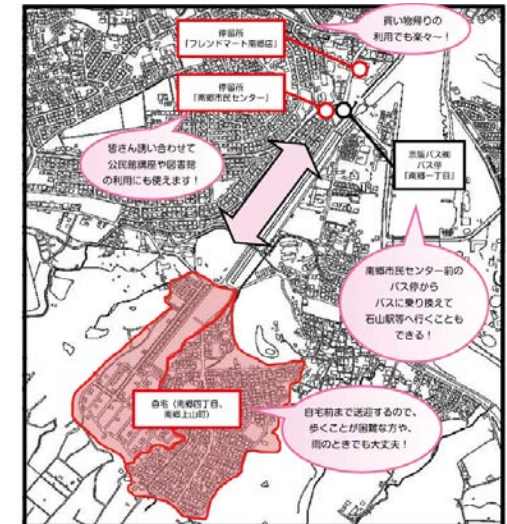
晴嵐台地区

- ・ 昭和50年代に開発された住宅地で約1,700人が生活しており、高齢化率は約35%
- ・ 住宅地内は道が狭く路線バスの運行は困難で、近くにバス停や駅がないため、商業施設や公共施設への移動手段が課題

実証実験の実施

- ・ 住民の強い要望を受け、県の補助事業を活用し、**市、運送事業者、学識経験者等で構成される「地域公共交通活性化協議会」が、タクシー会社に委託して、平成29年11月からデマンドタクシーの運行の実証実験を実施**
- ・ 運行は、晴嵐台地域（自宅）から、最寄りのスーパーと、路線バスのバス停がある市民センターまでとなっており、距離も短い（約1.5km）ことから運賃が安く（250円）、委託経費からみても1便当たり3人が乗車すれば採算が取れる想定
- ・ 実証実験中（平成30年10月末まで）は協議会が事業費を支出するが、その後は住民による自主運営に移行予定

運行区域図(大津市の資料による)



事例⑬

【岡山県吉備中央町】 検討会議を設置して「買い物環境整備計画」の策定等を検討

吉備中央町

- 岡山県と広島県に広がる吉備高原の東部にある中山間地域
- 公共交通機関が乏しく、店舗の縮小・廃業等により交通手段を持たない者が生活用品の購入等に困る状況

買い物環境整備計画の策定

- 平成27年12月に策定した「吉備中央町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に、「買い物環境の充実」を推進施策として掲載
- 平成28年度には、町民約1,000人を対象に「買い物に関するアンケート調査」を実施
- 平成29年5月から、「**買い物環境整備検討会議**」を設置し、町民代表、商業関係者、関係部署の職員、有識者等を委員に委嘱して議論
- これまでに、町内の現状及び今後の対策について検討し、平成29年度末を目途に「**買い物環境整備計画**」を策定予定
- 検討会議は来年度以降も継続して開催し、策定した基本計画に基づく具体的な取組事項を検討予定

「吉備中央町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(抜粋)
(吉備中央町資料による)

【現状と課題】

町内においては、店舗の縮小・廃業により、生活用品等の購入を近隣市町の大型店舗に求める傾向が強くなる一方で、交通手段を持たない高齢者などは生活用品等の購入に困っている状況にあります。町民が不自由なく買い物などを行えるよう、大型店舗の誘致や宅配などにより、販売体制を整えるとともに、商業規模の縮小・撤退がある地域に対しての支援活動に取り組む必要があります。

【推進施策】

ア 地域生活環境の整備

■買い物環境の充実	町の拠点となる吉備高原都市への大型店舗の誘致やテナント化による店舗の集積を進める。また、商工会等と協力して宅配や町内購入の促進に取り組む。
■魅力的な店舗の誘致	若者が集い、買い物ができる書店やコンビニエンスストアなどの誘致を進める。

【重要業績評価指標 (KPI)】

・買い物に不便さを感じている町民の割合 69.7% → 40.0%

事例⑭

【宮城県】 買物弱者を始めとする交通弱者対策について検討するチームを設置等

検討チームの設置

- 平成29年度に、交通・福祉・地域振興・商業振興の各分野所管課を構成員として、人口減少に伴う地域内交通体系の見直しと**買物弱者を始めとする交通弱者対策について検討する「政策課題検討チーム」**を設置し、県内の現状・課題把握や課題解決に向けた取組の方向性及び具体の事業化の検討を実施

商店街の実態調査の実施

- 3年度ごとに実施している「宮城県商店街実態調査」の平成29年度調査において、買物弱者対策に関する調査項目を新設し、**商店街組織における買物弱者対策の取組の実施状況等を調査**

新たな補助事業の検討

- 平成30年度以降、移動販売、店舗出店、買物ツアー等の商店街組織等が取り組む新たな販売手法を支援し、地域の買物機能の強化等を図るため、**新たな補助事業を創設予定**

【参考】買物弱者対策に関連する関係府省の主な施策(平成29年12月現在)

(注)「報告書掲載ページ」とは、「買物弱者対策に関する実態調査結果報告書」における当該施策等の掲載ページである。
同報告書は、総務省HP(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h29.html)参照。

府省	報告書掲載ページ(注)	施策等の名称	実施年度	参考URL	所管部局等		
内閣府	68	「小さな拠点」づくりに係る国の関連施策一覧の取りまとめ等	H29～	http://www.cao.go.jp/regional_management/effort/index.html	地方創生推進事務局		
	68	「集落等の活性化に関連する相談(ワンストップ窓口)」の設置	H27～	http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/onestop_shuraku.html			
	68	「地域活性化伝道師」派遣制度	H18～	http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/siryoku/pdf/00dendoushi_gaiyou_29.pdf			
	69	地方創生コンシェルジュ	H26～	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/concierge/index.html			
	72	地方創生推進交付金	H28～	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html			
	74	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	H28～	http://www.cao.go.jp/regional_management/effort/support/index.html			
総務省	76	過疎対策事業債	H12～	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm	自治行政局過疎対策室		
	76	地域振興に関する調査研究の実施(RMO(地域運営組織)による総合生活支援サービスに関する調査研究事業)	H25	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html	自治行政局地域振興室		
	77	地域振興に関する調査研究の実施(公民連携・既存ストック有効活用による地域活性化に関する調査研究事業)	H25				
	77	地域振興に関する調査研究の実施(暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業)	H26～27				
	77	地域振興に関する調査研究の実施(地域における生活支援サービス提供の調査研究事業)	H26				
	77	地域振興に関する調査研究の実施(公民連携によるまちなか再生事例に関する調査研究事業)	H26				
	77	地域振興に関する調査研究の実施(条件不利地域における日常生活機能確保のための実証事業)	H27				
	77	地域おこし協力隊	H21～			http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html	自治行政局地域自立応援課
	77	集落支援員	H20～			http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html	自治行政局過疎対策室
	78	「地域力創造アドバイザー」の派遣	H20～			http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html	自治行政局地域自立応援課

府省	報告書記載ページ(注)	施策等の名称	実施年度	参考URL	所管部局等
総務省	78	地域情報化アドバイザー	H19～	http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/manager.html	情報流通行政局地域通信振興課
	78	過疎地域等自立活性化推進交付金	H22～	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm	自治行政局過疎対策室
	—	シェアリングエコノミー活用推進事業(※平成30年度から新規実施予定)	H30～	http://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/jokyo/tokyo/13101/2017-1226-0829-1902.html	自治行政局地域政策課
	—	IoTサービス創出支援事業(※平成30年度予算案に計上(平成30年度限りで終了予定))	H27～30	http://www.midika-iot.jp/	情報流通行政局情報流通振興課
	—	地域IoT実装推進事業(※平成30年度から新規実施予定)	H30～	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu06_04000123.html	情報流通行政局地域通信振興課
厚生労働省	85	地域支援事業	H27～	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html	老健局振興課
農林水産省	89	「食料品アクセス(買い物弱者・買い物難民等)問題ポータルサイト」	H24～	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_aku_sesu.html	食料産業局食品流通課
	89	食料品アクセス問題に関する全国市町村アンケート調査	H23～	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/access_genjo.html	食料産業局食品流通課
	89	食料品アクセス問題に関する調査研究(食料品アクセスマップ)	H25～	http://www.maff.go.jp/primaff/seika/fsc/faccess/a_map.html	農林水産政策研究所
	89	食料品アクセス問題に関する調査研究(食料品アクセス問題と高齢者の健康)	H26	http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2014/attach/pdf/141021_01.pdf	農林水産政策研究所
	89	食料品アクセス問題に関する調査研究(食料品アクセス問題の現状と対応方向)	H22	http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/saPurai1_1.html	農林水産政策研究所
	89	「農山漁村の買物支援マニュアル～地域の買物支援対策モデル～」	H24	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/pdf/kaimono_sien.pdf	農村振興局都市農村交流課
	89	暮らしを支える活動に取り組む組織に関する実態調査アンケート	H25	http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/communit/	農村振興局農村計画課農村政策推進室
	91	農山漁村振興交付金(都市農村共生・対流及び地域活性化対策)	H28～	http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nousann_gyosonn/h28koubo.html	農村振興局都市農村交流課 農村振興局農村計画課農村政策推進室
経済産業省	94	「買い物弱者応援マニュアル」	H22、23、26		
	94	買物弱者・フードデザート問題等の現状及び今後の対策のあり方に関する調査	H26	http://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/kaimonojakusyashien.html	商務・サービスグループ消費・流通政策課
	94	地方公共団体における買物弱者支援関連制度一覧の取りまとめ、公表	H24～		

府省	報告書記載ページ(注)	施策等の名称	実施年度	参考URL	所管部局等		
経済産業省	94	地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定及びこれに基づく支援	H21～	http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/ShoutengaiLow.htm	中小企業庁経営支援部商業課		
	95	商店街実態調査	S45～	http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html			
	95	(株)全国商店街支援センターによる商店街よろず相談アドバイザー派遣事業の実施	H26～	http://www.syoutengai-shien.com/support/00.html			
	95	ミラサポ	H25～	https://www.mirasapo.jp/		中小企業庁長官官房広報相談室	
	97	地域・まちなか商業活性化支援事業(地域商業自立促進事業)	H28～	http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html		中小企業庁経営支援部商業課	
国土交通省	101	自家用有償運送事業制度	H18～	http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html	自動車局旅客課		
	101	地域公共交通支援センターホームページ	H24～	http://koutsu-shien-center.jp/	総合政策局公共交通政策部		
	101	「小さな拠点」の形成の推進(集落地域における生活支援機能の拠点化、広域連携による持続的な地域づくりに関する調査)	H24	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk3_000010.html	国土政策局総合計画課		
	101	「小さな拠点」の形成の推進(「小さな拠点」形成を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進に関する調査)	H26				
	101	「小さな拠点」の形成の推進(「小さな拠点」づくりフォーラムの開催)	H26				
	102	過疎地域等の集落に関する調査等の実施(長期的な展望を踏まえた集落の多様な生活・コミュニティ確保方策に関する調査)	H23				
	102	過疎地域等の集落に関する調査等の実施(日常生活サービス機能が集約した「小さな拠点」事例集)	H24				
	102	過疎地域等の集落に関する調査等の実施(集落地域に関する都市住民アンケート(インターネット調査))	H25				
	102	地方創生萬相談窓口	H27～			各地方整備局・運輸局等のHP参照	国土政策局地方振興課
	103	「地域を支える持続可能な物流システムのあり方に関する検討会」等	H26～27			http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000046.html	総合政策局物流政策課企画室
	104	重点「道の駅」	H26～			http://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/	道路局国道・防災課
	104	地域公共交通確保維持改善事業	H23～			http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sos_ei_transport_tk_000041.html	総合政策局公共交通政策部交通支援課、自動車局旅客課
104	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(集落活性化推進事業費補助金)	H27～	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html	国土政策局地方振興課			

買物弱者対策に関する実態調査の結果に基づく通知に対する改善措置状況の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成28年4月～29年7月
- 2 対象機関 調査対象機関：内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
関連調査等対象機関：都道府県（20）、市町村（67）、事業者

【通知日及び通知先】 平成29年7月19日 厚生労働省

【回答年月日】 平成30年3月22日

【調査の背景事情】

- 良好な買物環境は、日常の生活の基盤であり、地域で生活を営む上で不可欠なものであるが、全国的な人口の減少や少子高齢化、過疎化の影響もあり、流通機能や交通網の弱体化とともに買物環境が悪化し、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々、いわゆる買物弱者が発生
- こうした中、買物弱者対策として、一部の府省や地方公共団体において補助事業等が実施されているほか、企業、社会福祉法人、各種団体、自治会等の地域団体、特定非営利法人等様々な者により全国各地で店舗の開設、移動販売や宅配等が実施
- 一方、買物弱者は、一過性の対策により解消されるものではないことから、持続的な買物弱者対策の実施が重要。しかし、国において、買物弱者対策を中心となって取りまとめる府省はなく、一部の府省において国及び地方公共団体の補助事業等の一覧が取りまとめられているが、網羅的なものとなっていないため、その全体像は必ずしも明らかになっていない状況。また、補助事業等を活用した事業者における取組の状況については、一部の府省において先進事例等が取りまとめられているが、その現状や、既に終了してしまった取組の原因・理由等については必ずしも明らかになっていない状況
- この調査は、以上のような状況を踏まえ、買物弱者対策の実態を明らかにするとともに、持続的かつ効果的な対策を促進する観点から、国及び地方公共団体における買物弱者対策の実態や、事業者における買物弱者対策に資する取組の実態等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

通 知 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>移動販売に関する規制の見直し</p> <p>ア 食品の移動販売許可 (通知要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、買物弱者対策に取り組む事業者の負担軽減の観点から、複数の都道府県知事等の管轄区域で移動販売を実施しようとする事業者が、既に、営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等の移動販売許可を取得している場合、関係都道府県知事等の間で、同水準の施設基準の下で、監視指導の方法、行政処分等の取扱い等について調整がなされているときは、移動販売許可を取得している都道府県知事等の管轄区域外においても、新たに移動販売許可を取得しなくても移動販売が営業できる取扱いとして差し支えないことを都道府県等に周知する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 51 条では、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業として、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条で定める 34 業種について、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならないと規定。これらの営業を行おうとする者は、同法第 52 条及び第 66 条により、都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）による許可が必要 ○ 自動車による食品の移動販売の営業については、厚生労働省が「自動車による食品の移動販売に関する取扱要領について」（昭和 42 年 3 月 3 日付け環乳第 5016 号厚生省環境衛生局長通知。以下「取扱要領」という。）を発出 ○ 取扱要領では、食品の移動販売車に対して食品衛生法に基づき許可を 	<p>→ 都道府県等に対し、「自動車による食品の移動販売に関する取扱いについて」（平成 29 年 11 月 6 日付け薬生食監発 1106 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知）を発出し、関係都道府県知事等の間で、同水準の施設基準が確保されており、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分等の取扱い等について調整がなされている場合は、営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等のみが営業許可を行うこととする取扱いとして差し支えない旨、周知を行った。</p> <p>また、平成 30 年 2 月 28 日に開催した全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議においても、都道府県等に改めて説明を行った。</p>

通 知 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>与えるに当たっては、食品衛生上の支障が生じないような施設につき許可がなされるよう、許可の単位、許可の際に付することができる条件、施設基準等、移動販売許可の取扱いを条例等で定める際の留意点が示され、この中で、移動販売許可は、営業者の属する主たる固定施設の営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等が行うものとするとし、営業所等の所在地以外の都道府県等の管轄区域にも移動して移動販売を行う場合には、改めて当該都道府県知事等の許可を要すると規定</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象 20 都道府県のうち、当該都道府県内に保健所を設置する市がある 19 都道府県において、既に営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等の移動販売許可を得ている者が、当該都道府県知事等の管轄区域を越えて移動販売を行う場合の移動販売許可の取扱いについて調査したところ、 <ul style="list-style-type: none"> ① 既に営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等の移動販売許可を取得している場合、同一都道府県内であれば、新たに移動販売許可を取得しなくても、移動販売が営業できる取扱いとしているものが 6 都道府県 ② 都道府県知事等の移動販売許可による営業は、あくまで当該都道府県知事等の管轄する区域内に限られ、この区域外で営業することは、同一都道府県内であっても、認められていないものが 13 都道府県 ○ 上記①の 6 都道府県の中には、営業所等の所在地で移動販売許可を受けている者が、営業所等の所在地以外の都道府県知事等の管轄区域において不適切な営業を行っている場合、営業所等の所在地以外の都道府県知事等が移動販売許可を与えている都道府県知事等に指導等の必要性について連絡する申合せを行い、処分方法について調整を図っている例あり 	

通 知 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>○ 厚生労働省も、上記①の取扱いが実施できている都道府県知事等間では、施設基準等が同じ内容となっていることが考えられるとし、施設基準等については条例等により規定されるため、各許可権者間で施設基準の内容、監視指導の方法、違反発生時の行政処分等の取扱い等について調整が整えば、営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等以外による移動販売許可を不要とする取扱いは可能であると説明</p> <p>○ 移動販売を行っている事業者の営業区域が複数の都道府県知事等の管轄区域にまたがることは容易に想定されるが、この場合、上記②の取扱いのように、管轄区域ごとに移動販売許可が必要とされていると、それぞれに許可申請書類の作成、申請手数料の支払等が必要となり、事業者の負担になるものと考えられることから、移動販売の取組の継続を支援する観点からは、複数の都道府県知事等の管轄区域にまたがって営業する移動販売について、営業所等の所在地を管轄する都道府県知事等以外の移動販売許可は不要とする取扱いが推奨されるべき</p> <p>イ 移動販売車の施設基準 (通知要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、買物弱者対策に取り組む事業者の負担軽減等の観点から、取り扱う食品の再包装を行わない等、移動販売で取り扱う食品の状態等を踏まえた適切な衛生管理状態を保つことができている場合には、都道府県知事等の判断により、流水式手洗設備の設置を義務付けなくても差し支えないことを都道府県等に周知する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 厚生労働省は、取扱要領において、都道府県知事等が移動販売車に係る施設基準を整備する上での留意事項として、「営業車には、飲用に適す</p>	<p>→ 都道府県等に対し、「自動車による食品の移動販売に関する取扱いについて」(平成29年11月6日付け薬生食監発1106第2号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)を発出し、液漏れのないように包装した食品のみを取り扱い、巡回中にこれらの食品の小分けや再包装を行わない場合であって、巡回先で現地の手洗設備を利用する、食品の取扱いの都度使い捨て手袋を着用する等の条件により、施設及び食品取扱者の適切な衛生管理が確保されると判断できるときは、流水式手洗設備の設置は省略して差し支えない旨、周知を行った。</p>

通 知 事 項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>る水を十分供給することのできる容積の貯水槽を有した流水式手洗設備を設け、かつその汚水が衛生的に処理できるようにされていること」を規定</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象 20 都道府県のうち 18 都道府県では、移動販売車に係る施設基準において、流水式手洗設備の設置を義務付け ○ 厚生労働省は、「移動販売車であっても固定施設と同等の衛生管理状態を確保する必要があるため、固定施設と同様、流水式手洗設備の設置を基準とした」としているが、一方、「取扱要領は都道府県知事等に対し施設基準の参考として示しているものであり、必ずしも取扱要領のとおり施設基準を策定することを義務付けるものではないことから、都道府県等の判断により、移動販売で取り扱う食品の状態等を踏まえ、流水式手洗設備の設置により確保される衛生管理状態と同等の状態を確保できる他の設備の設置をもって、施設基準を満たすこととしても差し支えない」と説明 ○ 調査対象 20 都道府県のうち 2 都道府県では、衛生上支障がないと知事が認めた場合や、消毒設備により代用できる場合には、業種を限定しつつも移動販売車への流水式手洗設備の設置を義務付けていない状況あり ○ 調査した移動販売を行う事業者からは、「包装された食品のみを取り扱っているため、流水式手洗設備を用いる頻度は多くない」とする意見も聴かれ、移動販売車への流水式手洗設備の設置の義務付けが緩和されれば、事業者にとっては、当該設備の設置のための費用等の負担が軽減されることが想定される。また、貯水槽の設置が不要となることにより、その分多くの商品を移動販売車に積むことが可能となり、事業者にとって有益 	